

<修士論文概要>

「外国人学校」が多文化共生に果たす意義と役割に関する研究 —学校の活動を支えるアクターに着目して—

稲葉 大輝*

1. 問題の所在

日本国内では、1990年代の出入国管理及び難民認定法改正を中心とする一連の政策により、特にニューカマーと呼ばれる人々の在留外国人数が増加するとともに、権利保障に関する様々な問題が指摘されてきた（宮島・鈴木 2014、二階堂 2019 など）。この政策状況を「1990年体制」と称した明石（2009）、津崎（2014）は、戦後政治的防波堤の役割を担ってきた入国管理政策が、労働市場・労働問題を中心とした枠組みに転換したことを指摘した。また、同時期に展開された「多文化共生」政策においては、新自由主義に基づく受益者負担の理念の台頭や、ボランティアを中心とした「援助主義」（野元 2006）により、外国人の学習権を保障する教育機関の整備は立ち遅れてきたといえる。さらに、そうした教育機関の整備は、明治以降一条校を筆頭に制度化されてきた学校教育を中心としながら、多様なルーツを持つ外国人の在り方については等閑に付されてきた。そのような教育機関のひとつである外国人学校について、近年のグローバリゼーションの情勢を踏まえ様々な角度から研究蓄積が為されてきた（児島 2006、金 2011 など）。先駆的研究として外国人学校の定義を行った小林（1995）は、外国人学校を「外国人のための学校の総称」とし、実態を踏まえ「国際学校」と「民族学校」による分類を提起した。さらに、月刊『イオ』編集部（2006）、朴（2008）は、外国人学校の対象や国籍、カリキュラムや運営主体の観点から外国人学校の定義を整理した。これらの外国人学校の定義に社会学的な理論枠組みを適用することを目指した志水（2014）は、日本国内の中で外国とかかわりを持つ学校を総称するために用いられてきた外国人学校に対し、「foreign schools」という訳語をあて、日本の教育制度に応じて形成されたユニークなカテゴリーを持つ学校であると述べている。しかし、外国人学校と日本社会を捉える研究が描いてきたのは「外国人学校自体は『変容』しているが、日本社会は『継続』して外国人学校を教育制度の外側に位置付けている」という二項対立的で静的な関係」（芝野 2014:48）であったという。すなわち、外国人学校を射程に入れ日本社会との関係性を問う研究は、マクロで静的な視点から両者を捉えがちで、外国人学校の内側の当事者とそれが位置する地域との関わりや動的な過程を十分に捉えられていない。これに対し、外国人学校と地域の動的な相互変容過程を描いた研究として、金南（2016）及び川村（2019）が挙げられる。金南（2016）は、外国人学校と校区周辺地

* 筑波大学大学院修士課程教育研究科スクールリーダーシップ開発専攻2年

域の間に存在する非対称性を克服する過程について、「コンタクト・ゾーン」(Pratt 1992)を援用し「接触一問い直し—変容」(鈴木 2013)に沿って分析することで、同地域で実践されてきた人権教育の素地が発展的な関係性の変容を生み出すことを明らかにした。一方、川村(2019)は、『『公共圏』と『親密圏』』(落合 2013)を分析の視点とし、①対話的能動性と情報共有、②愛他精神とケア、③学びあいと未来への展望、④協働・共創の要素を備えた地域住民の集う公共施設を中心に「安心の居場所」が創出され社会の分断を防ぐ役割を担っていくことを明らかにした。

以上の先行研究を踏まえ、外国人学校は、「外国人のための学校の総称」とされながらも、そもそも日本における外国人について、その社会的背景や法的位置づけ、また当事者が持つルーツなどに即した在り方そのものの検討がないままに、外国人学校が定義されてきたといえる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、インターナショナルスクールを含む外国人学校を対象とし、学校と関わりながら活動する支援者と、その学校区を前提とする一定地域内の組織、住民との接触や交流の実態を問うことで、その接触領域または変容の過程を明らかにし、「多文化共生」に関して「外国人学校」が果たす意義と役割について検証することで、外国人学校を研究する上での試作的な枠組みを構築することである。

3. 本研究の構成

序章 問題の所在と研究の目的

第1節 問題の所在

第2節 先行研究の検討：外国人学校の定義と研究の位置づけ

第3節 研究の目的と研究課題の設定

第4節 研究の方法

第一章 日本における「外国人」存在と権利の位置づけ

第1節 日本国内における「外国人」存在の現状と分析の視点

第2節 日本国内における「外国人」の帰属と権利の様相

第3節 日本国内における「外国人」「移民」政策の限界性と展開

第4節 日本国内における外国人存在の定義と展望

第二章 多文化共生概念に関する研究の視座

第1節 多文化共生における世界的言説

第2節 日本における「多文化共生言説」と「協働」の実態

第3節 「共生」の考察における研究の視座

第三章 「外国人学校」の位置づけ：公私の領域に着目して

- 第1節 教育と学習の制度化、私教育から公教育への収斂
 - 第2節 「外国人学校」の定義と公私の領域に基づいた類型化
 - 第3節 「外国人学校」の過去と現在
 - 第4節 現代の「外国人学校」に求められる社会教育的役割と機能
- 第四章 実践的課題と相互変容に至る接触・問い直し
- 第1節 研究調査対象
 - 第2節 分析の視点
 - 第3節 各調査対象校の概要と特徴の整理
 - 第4節 地域における「外国人学校」の活動の比較分析
- 終章 「外国人学校」に関する総合的考察と展望
- 第1節 「外国人学校」の意義
 - 第2節 「外国人学校」の役割
 - 第3節 今後検討されるべき研究上の課題

4. 研究課題と方法

【研究課題・方法①】日本国内における「外国人」の存在的・権利的な定義を行うため、「外国人学校」における主な教育の対象である「外国人」とはどういった存在であるのかを確認し、日本国内における「外国人」の位置づけを整理する。

【研究課題・方法②】「多文化共生」の歴史的文脈を整理し、理念の内実を明らかにするため、政策的に語られる「共生」及び多文化共生言説や定義を整理しながら、その共生が実現される、または実行される現場である「公的領域」とグローバリゼーションの視点についての位相を確認し、「外国人学校」を対象とする研究を実施する上で前提となる分析の視点を策定し整理する。

【研究課題・方法③】「外国人のための教育」における公私の領域とその教育目的を明らかにするため、日本国内の外国人学校の設立過程や制度的背景及び近年の動向を文献や政府刊行資料等をもとに整理する。

【研究課題・方法④】「外国人学校」の活動に関わる理念と「多文化共生」の関係性を明らかにするため、X 県を想定とする対象地域の「外国人学校」とその学校区を前提とする地域内の学校の代表、行政機関等関係者に半構造化インタビューを実施し、結果を整理する。

5. 研究の概要

本研究は、インターナショナルスクールを含む外国人学校を対象とし、多文化共生に関して外国人学校が果たす意義と役割についての枠組みを構築するため、歴史・文献研究により、日本国内における外国人存在を定義し、多文化共生の理念および外国人教育における公私の領域と、その教育目的を示した。その上で、インタビュー調査・参与観察・比較

分析を行い、外国人学校の活動理念と多文化共生の関係性を検証した。

第一章では、現在に至るまでの日本国内における外国人を取り巻く状況を整理することで、日本社会が求める「外国人」とは、「外国からやってくる働き手としての経済の担い手」であり、また、志水（2013）や大重（2018）を参照し「外国人」は「外国にルーツを持ち、時に往還的移動を伴いながら実態として日本国内で生活する人々」という存在であることが浮き彫りになった。また、排外主義的と言われる日本において、「外国人」がどのように自治体の中で受け入れられているのかを確認し（M. アレクサンダー 2004、渡戸 2006）、日本社会において、彼ら／彼女らのアイデンティティや慣習に配慮した社会制度の変革が不十分であるため、地域の中で十分に権利を行使する主体である「公民」として存在できていない状況を示した。

第二章では、「多文化共生」における理念的・行為的側面を明らかにした。尹（1987）や小林・江淵（1997）を参考に、グローバリゼーションと多文化主義の歴史的展開を整理し、国民を形成するナショナルなレベルで「同化」を図る規範の構築が行われてきた一方で、世界秩序の形成を目指すグローバルなレベルでの「連帯」が求められる過程を整理した。しかし、その過程で西欧文化に依拠した世界共通の規範や普遍的人権像が掲げられ結果的に一つの在り方を目指す「統合」が志向されながら、同時にローカルなレベルからの問い直しが行われ、多様な在り方を認める「多文化主義」や「共生」が形成されてきた。こうした「共生」の内実に迫るため、J. ハーバーマスの「公共圏」（野平 1994）や、H. アーレントの「公的領域」（亀喜 2010）といった公共性や、対話・活動などの相互行為概念の検討を行い、「共生」を可能とするためには、個々の独自性を持った人間存在を、理性の立場による普遍性のもとに捨象するのではなく、公平性のもとにリアリティを持った自己として、その存在を伝え、伝えられるという相互行為が生起しうる開かれた場が必要であると述べた。さらに、野元（2006）や金（2011）によれば、「共生」が為された状態とは「支援者（日本人）-享受者（外国人）」の権力関係を問い直し、共に「住民自治」を目指す協働的な関係性が構築された状態といえる。したがって、「共生」における行為的側面が協働ではなくサービスとして提供されている日本において、マジョリティ・マイノリティが共に当事者として「住民自治」を求める社会教育を考え実践する必要性がある。

第三章では、教育における公私の領域区分に着目し、日本国内において一条校を中心とした教育の制度化が行われ、その外縁に外国人学校が位置づけられてきた歴史的変遷と現状について整理した（大桃・背戸 2020、朴 2008 など）。そして、外国人学校を類型化（図 1）し、学校が対象とする学習者の特定性の強弱を指標に、横軸として「対象特定／対象不特定」を設定した。一方、日本の小中学校に相当する義務教育修了程度認定の有無を指標に、縦軸として「フォーマル／ノンフォーマル」を設定し、学校法人化または各種学校化によってフォーマルになることを志向する「外国人学校（国際学校や中華学校など）」に対し、語学学校や塾、ブラジル学校のような「民族学校」をノンフォーマルな象限に位置

付けた。さらに、牧野（2019）によれば、地域で活動を行う人々は、その国の国籍や普遍的な市民権を持つ存在としてではなく、そこに生活するリアリティを持った「住民」である。こうした実践は、「生活者としての外国人」を地域の中に位置づけることを可能とし、外国人の学習を下支えする協働的な学びを創出する。したがって、「生活者としての外国人」は地域の重要なアクターであり、「外国人学校」は住民自治の教育機関である「地域の学校」として分析されうる可能性が示唆された。

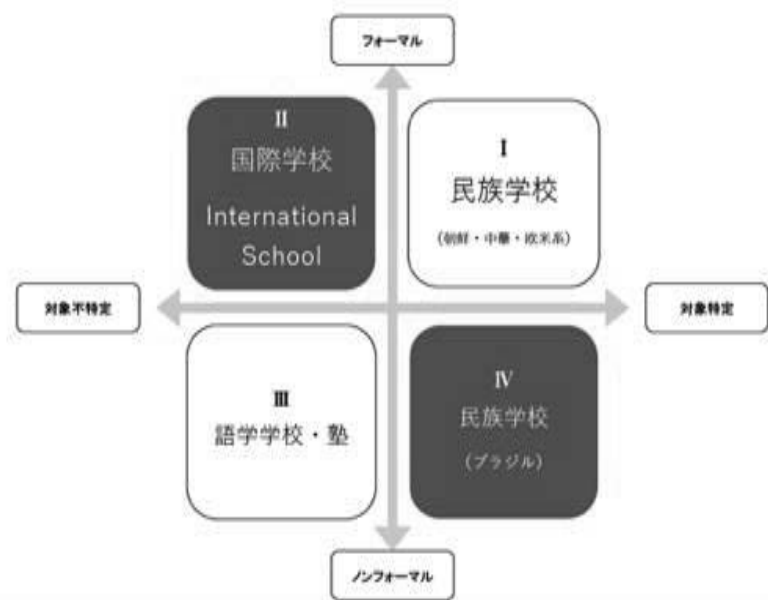


図 1. 外国人学校「foreign schools」の全容（筆者作成）

第四章では、在留外国人比率において顕著な地域性を有する X 県の互いに隣接した Y 市・Z 市に所在する「外国人学校」(A 校、B 校、C 校)の学校長・教職員及び地域住民(計 13 名)を対象に行った半構造化インタビューと一部参与観察を、歴史・文献研究を通じて得られた枠組みを利用し分析した。その際、アクターが【地域】の「外国人学校」に関わる上で「共生」、「連帯」、「同化」のいずれの価値に基づき活動しているのかを中心に「接触—問い直し—変容」に沿ってコーディングを行い、【生徒】の多様性や人数の変化と関連させて特徴を表 2 に整理した。インタビュー分析を通して明らかになったのは、各学校が【地域】と【連携】するのか、または【協働】するのかは【校長のビジョン】を形成する【学校文化】によって規定されていたことである。特に「連帯」を志向する A 校・B 校に対し、C 校は【家族】的な【学校文化】の土台によって、対象とする【生徒】を【外国人】だけでなく【障害】を持つ子どもに拡張している。そうした【生徒】の【多様性】を包摂し多様

なアクターと【協働】する活動は「共生」の理念・行為的側面と一致していた。

以上、外国人学校という総体は、「外国人学校」は「共生」を理念的な基点とする機関でありながら、二つの極である「同化」と「連帯」に引かれやすい性質を持つ。さらに、公共圏の創出が親密圏を拡張するという川村（2019）の指摘を踏まえると、日本国内において「生活者としての外国人」が、学校をひとつの居場所と感ずるためには、公民館的役割を引き受けることが要請される。その公民館的役割とは、自らのアイデンティティを単色に染め上げるのではなく、多元的なアイデンティティを許しながら「自分らしさ」を表出する「安心の居場所」を創出することである。その意味で「外国人学校」は公民育成の専門機関としての役割を継承する「エスニック公民館」と評することができ、行政区を基盤とする支援体制に分断され飛地となっていた「安心の居場所」が「外国人学校」を中心として広がりを持つことができると結論付けた。

6. 参考文献

- 川村千鶴子（2019）「日本の外国人集住地域の『安心の居場所』」渡辺幸倫編著『多文化社会の社会教育—公民館・図書館・博物館が作る「安心の居場所」—』明石書店、pp. 29-44.
- 金南咲季（2016）「地域社会における外国人学校と日本の公立学校の相互変容過程—コンタクト・ゾーンにおける教育実践に着目して—」『教育社会学研究』vol. 98、pp. 113-132.